

青森県報

号外第三号

平成二十八年
一月十五日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (自然保護課) ……

規 則

青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第一号

青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六号様式の(その一)の注の4の②中「役員」の次に「(代表者を含む。以下同じ。)」を加え、同4の③を次のように改める。

(3) 事業管理責任者に関する次に掲げる書類

ア 事業管理責任者が申請者の役員である場合(イに掲げる場合を除く。)にあつては、その旨を証する書類

イ 申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類

ウ ア及びイ以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他事業管理責任者に対する使用関係を証する書類

第六号様式の(その一)の注の4の②中「安全管理規程」の次に「(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。)」を加え、同4の③の②中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を「法」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭